

令和4年度 部活動推進規約

1 部活動の目標及び方針

- (1) 自らの興味、関心に基づく自主的・自発的な参加の活動の中で個性を伸ばすとともに体力や技能の向上を図り生活を豊かにしていく態度を身に付ける。
- (2) 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・連帯感、成就感を身に付ける。
- (3) 活動を通して、教職員と生徒、学年を越えた生徒同士のふれあいを深める。

2 指導者

(1) 顧問

- ① 本校職員がいずれかの部を担当し、指導にあたる。
- ② 原則として、顧問は複数制とし、うち1名を代表顧問とする。
- ③ 顧問は、年間・月間活動計画作成、中体連や大会組織との連絡調整、大会の申し込みや引率育成会長や外部指導者との連絡調整、生徒の健康・安全の管理等を行うとともに、顧問間で意見交換、指導内容や方法の研究、情報共有に努める。

(2) 外部指導者

- ① 公費予算に応じて校長の人選によって岐阜市教育委員会が委嘱した者は、顧問に準じた指導を行うことができる。なお、岐阜市部活動指導員は、単独で引率・監督を行うことができる。
- ② 各部の育成会によって推薦され、学校長及び精華スポーツクラブが委嘱した者は、顧問と連携して指導を行うことができる。

(3) 指導者の資質向上

- ① 顧問並びに外部指導者は関係団体と連携し、競技力とともに心身の健全な成長を目指せるよう指導力の向上に努める。
- ② 教育者として、法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。
- ③ 指導者は生徒の健康管理を行う。健康診断の結果や保護者からの情報提供により、既往症や健康状態を事前に把握し、生徒の反応を見ながら、意図的・計画的に指導に当たる。
- ④ 指導者は事故の未然防止に努めるため、通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法を理解する。特にAEDの使用法や熱中症の予防と対応については、適切な対応ができるよう研修を行う。
- ⑤ 体罰等を行った顧問には当該部活動の指導を中止するとともに、教育委員会の指導のもと、厳正に対処する。また、外部指導者の場合、委嘱を解き、部活動への指導をあたらせない。

3 運営組織

各部の円滑な活動と、一貫した指導ができるように次の会を設ける。

(1) 部活動顧問者会

部活動指導委員長と各部の代表顧問で構成し、活動上の諸問題について協議する。なお、会は不定期とし、必要に応じて開催する。

(2) 生徒部長会

各部の代表生徒で構成し、必要に応じて各部の問題等について協議する。

(3) 部活動育成会

精華中学校生徒の保護者で構成し、別に定める会則により運営する。

4 部の設置と構成

(1) 部の設置

以下の部活動を設置する。

運動系			文化系	
軟式野球 (男女)	サッカー (男女)	陸上 (男女)	音楽 (男女)	美術 (男女)
バレー (男女)	バスケ (男女)	卓球 (男女)	手芸 (男女)	茶道 (男女)
水泳 (男女)	剣道 (男女)	柔道 (男女)	科学 (男女)	演劇 (男女)
ソフトボール (女)				

(2) 部の新設, 休部, 廃部

新設の部の希望がある場合は、職員会議及び部活動顧問者会でその新設を検討する。また、2年続けて募集人員が少なく、団体戦のメンバーが組めない場合は翌年からは募集せず、休部を検討する。その後、廃部について検討する。ただし、岐阜県中学校体育連盟の規定する複数校合同参加規程により参加を継続する部活動はその限りではない。

(3) 希望入部制

部活動には「1 目標」に示すように大きな教育的意義があることから、加入することが望ましいが、希望入部制とする。

(4) 入部

本人、保護者連署による入部届を指定された期日までに提出する。なお、1年生については、部活動説明、部活動見学、仮入部を経て入部手続きを行い、3年間一つの部で活動することを原則とした指導をする。

(5) 退部

やむをえない事情で退部を希望する場合は、部活動顧問、学級担任、保護者との十分な相談のうえで決定し、本人、保護者連署による転部届を学校長に提出する。

(6) 精華スポーツクラブへの加入

運動系部活動は、部ごとの判断で精華スポーツクラブに加入するものとする。

5 部活動の活動基準

(1) 平日

- ① 原則として、月曜日の朝、火曜日から金曜日までの朝と放課後に活動をする。ただし、平日に1日以上以上の休養日を設ける。日曜日に開催される大会に参加した場合は、週明けに必ず休養日を設ける。
- ② 全職員に関する会議（職員会、学年会、校内外の研修等）の場合は、活動を行わない。
- ③ 平日の部活動の最終下校時間は下の表を目安とし、日没の時間を考慮し、設定する。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	16:30	16:30	16:30	17:00	17:00

ただし、特別に延長する場合は、学校長に申し出て許可をとり、その旨を保護者に通知する。

- ④ 朝練習は、7時30分から8時までとする。（7時15分より早く登校しない。）

(2) 土曜日, 日曜日, 祝祭日

- ① 土曜日, 日曜日, 祝祭日の活動は、毎月の活動計画に基づいて実施する。
- ② 休日に活動をする場合は、土曜日, 日曜日のいずれかを休養日とする。また、原則として第3日曜日（家庭の日）は活動を休止する。
- ③ 土曜日・日祭日・祝祭日に活動する場合には、時間以内で活動を終えるようにし、練習試合、合同練習、大会等の場合も終日に渡らないようにする。

(3) 長期休業日

- ① 長期休業中の活動は、別に定める各休業中の活動計画による。
- ② 夏期の学校閉庁日期間は、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。

6 活動の基準

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科、学校行事、学級活動、生徒会活動などと重なる場合はそれを優先するように計画する。
- (2) 定期テスト一週間前より活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその前については、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
- (3) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。ただし、代わりの指導者もしくは本校教職員がいる場合はその限りではない。
- (4) 大会等の対外試合は、学校の教育活動として認められるもので、顧問や外部指導者が引率できる場合に参加できるものとする。なお、対外試合への参加は、生徒の学校生活の負担とならないよう精選する。
- (5) 部活動中に怪我、病気等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに、日本スポー

ツ振興センターから見舞金の給付が受けられるように学校が手続きをとる。また、精華スポーツクラブでの活動中の災害・事故については、精華スポーツクラブで加入の保険で対応し、その手続きは育成会がおこなう。

7 部活動の運営

- (1) 部の運営に関する費用は、自己負担を原則とする。
- (2) 部員は、部の運営費として各所属する部に部費(上限1,000円で各部が定めた額)を納入するものとする。なお、休部中も部費を納入することとし、退部をした場合は、所属した月の部費まで納入することとする。
- (3) 部費以外に必要な経費は、各部毎に徴収することができる。
- (4) 部活動の運営費に係る経理は各部の保護者代表が行い、毎年度末に各部育成会で会計報告を行う。
- (5) 顧問は、部費の集金、管理、運用をはじめは経理に関する実務は行わない。

8 登下校や移動

- (1) 平日、活動時間確保のために朝活動に参加する生徒は、体操服、ジャージでの登下校を特に認める。
- (2) 土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業日の部活動自転車通学は、許可を得た者のみとし、4月の時点で自転車の安全点検を受けて許可された自転車を使用する。
- (3) 対外試合等に参加するために活動場所へ選手が移動する方法は、次のようにする。
 - ① 原則として公共交通機関を利用し、顧問又は保護者代表が同行して、生徒の安全確保に努める。
 - ② 自転車を利用する場合は、ヘルメットの着用や交通ルールの遵守を事前に指導した上で、顧問や保護者が同行したり、拠点で安全指導を行ったりするなど、安全確保に努める。
 - ③ タクシー、貸切バスを利用する場合は、顧問又は保護者が同行し、移動途中の生徒の状況が把握できるように努める。
 - ④ 公共交通機関等での移動ができない場合は、現地集合、現地解散とし、移動手段については保護者に一任する。
 - ⑤ 岐阜市以外の場所で県大会以上の大会に出場した場合(市大会や地区大会を勝ち上がって)、「部活動会計」より遠征費が申請により支給される。
【選手】中体連主催の場合は総費用の1/4、中体連以外の主催は総費用の1/6で上限は、一部活一大会10万円とする。
【引率教員・コーチ】中体連、中体連以外も総費用の全額が支給される。

9 附則

- (1) 本規約は、育成会総会の承認によって改正することができる。
- (2) この規約は、平成30年4月1日より実施する。
- (3) 令和2年4月1日より一部改訂する。